

申告書の書き方

来年度の申告書送付 必要 不要

市 本町2丁目2番45号

サカタ タロウ
酒田 太郎

来年度の申告書の郵送を希望する場合は、必要に✓を入れてください。

給与または年金の源泉徴収票にある「支払金額」を転記してください。複数ある場合、合計額を記入してください。

2 3 4 5 6 7 8 9 0

令 32 年 7 月 10 日 電話番号 0234-22-5111

1. 収入金額に関する事項 (該当する項目に記入し、□に✓をしてください。)

電話番号は必ず記入してください。

区分	収入金額	
<input checked="" type="checkbox"/> 給与	680,000 円	〇〇株式会社、〇〇株式会社
<input checked="" type="checkbox"/> 雑 公的年金等	1,285,000 円	日本年金機構

区分	収入金額①	必要経費②	所得③(①-②)
<input checked="" type="checkbox"/> 雑 個人年金	305,592 円	204,746 円	100,846 円
<input checked="" type="checkbox"/> 雑 その他 (シルバー人材センター)	50,000 円	0 円	50,000 円
<input checked="" type="checkbox"/> 不動産(小作料)所得	82,000 円	10,568 円	71,432 円
<input checked="" type="checkbox"/> (農業) 所得	6,763,852 円	4,789,280 円	1,974,572 円
<input checked="" type="checkbox"/> (営業) 所得	96,000 円	5,000 円	91,000 円

※ 営業・農業・不動産(小作料)に該当
※ 総合譲渡・一時所得に該当する場合

障害者控除の区分が不明な場合は、裏面に記載している控除一覧表の「障害者控除」欄をご確認ください。

2. ご本人と扶養親族等の状況 (年)

本人 ひとり親控除 寡婦控除 死別 離別 生死不明
 障害者控除 特別 普通 ※手帳等の種類 (身体・精神・療育・認定書)
 勤労学生控除 (学校名)

配偶者の合計所得金額を記入してください。給与・年金の方は裏面の控除一覧表右下にある表より確認し、計算してください。

区分	氏名	続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)	同居・別居	障害者控除	同一生計配偶者
配偶者(特別)控除	酒田 花子	妻	大昭平令 33.6.30	012345678901	同居・別居	特別・普通	<input type="checkbox"/>
扶養控除・16歳未満の扶養親族					同居・別居	特別・普通	

扶養親族がいる場合、給与の年末調整で扶養控除をつけていても必ず記入してください。また、酒田市外にお住いの方を扶養につける場合、住所が分かるものを添付してください。(マイナンバーカード、運転免許証のコピーなど)

事業専従者	氏名	続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)	専従者給与(控除)額
青色申告の承認有・無	酒田 一郎	子	大昭平令 61.8.3	567890123456	500,000 円

3. 前年中に収入がなかった場合の記入欄 (年)

あなたの合計所得が1,000万円を超える場合のみ✓してください。

次の者に扶養されている。(援助・仕送りされている等)
 住所：
 氏名：
 あなたから見た続柄：
 遺族年金・障がい年金を受給していた。
 その他(生活の状況が分かるよう、できる限り詳しく記入してください。)

前年中に収入がなかった方は、こちらの欄に生活状況などをご記入ください。

4. 所得から差し引かれる金額に関する事項 (該当する項目に記入または✓をしてください。)

医療費控除	支払った金額 (医療費・医薬品)	保険金などで補てんされる金額	<input checked="" type="checkbox"/> 一般分 <input type="checkbox"/> 特例分 (セルフメディケーション) ※ いずれか一方を選択
	385,000 円	120,000 円	

申告者本人の給与・年金から差し引かれた社会保険料の合計額を記入してください。

社会保険料控除	保険の種類	支払った保険料
	給与・年金から差し引かれた社会保険料	50,000 円
	国民健康保険	401,500 円
	国民年金	円
	後期高齢者医療保険	円
	介護保険	円
その他 ()	円	
小規模企業共済等掛金控除		円

地震保険料控除

地震保険料の合計	28,875 円
旧長期損害保険料の合計	円

納付書や口座振替により支払った金額の合計額を記入してください。

※ 支払いを証明する書類を必ず添付してください。

生命保険料控除	保険の種類 (該当するものを○で囲む)	新旧区分	支払った保険料
	○一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険	新・旧	248,815 円
	○一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険	新・旧	182,303 円
	一般生命保険・個人年金保険・○介護医療保険	新・旧	66,687 円

各種保険料控除や医療費控除等について、支払額や補てん額のみ記入し、支払額等の分かる書類を必ず添付するようにしてください。 ※実際の控除額の計算は全て市役所で行います。

雑損控除	損害の原因	損害発生年月日	損害を受けた資産の種類	a 損害額	b 補てん額	a-bのうち災害関連支出額
	豪雨	令和5年10月29日	家屋・家財	5,800,000 円	4,800,000 円	280,000 円

※ 損害額や補てん額の分かる書類を必ず添付してください。

5. 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分 (ふるさと納税)	200,000 円
山形県共同募金会分、日赤山形支部分	50,000 円
条例指定分	
山形県分	円
酒田市分	円

※ 寄附を証明する書類を必ず添付してください。

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

ただし、認定特定非営利活動法人 及び 特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

6. 配当割額・株式等譲渡所得割額に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

※ 金額の分かる書類を添付してください。

7. 所得金額調整控除に関する事項

(給与収入金額が850万円を超える方)

控除の適用を受ける場合は要件欄の□に✓を付け、該当者について下の欄に記入してください。

要件	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 <input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満		
氏名	生年月日	続柄	

様式が必要な方は、税務課市民税係までご連絡ください。

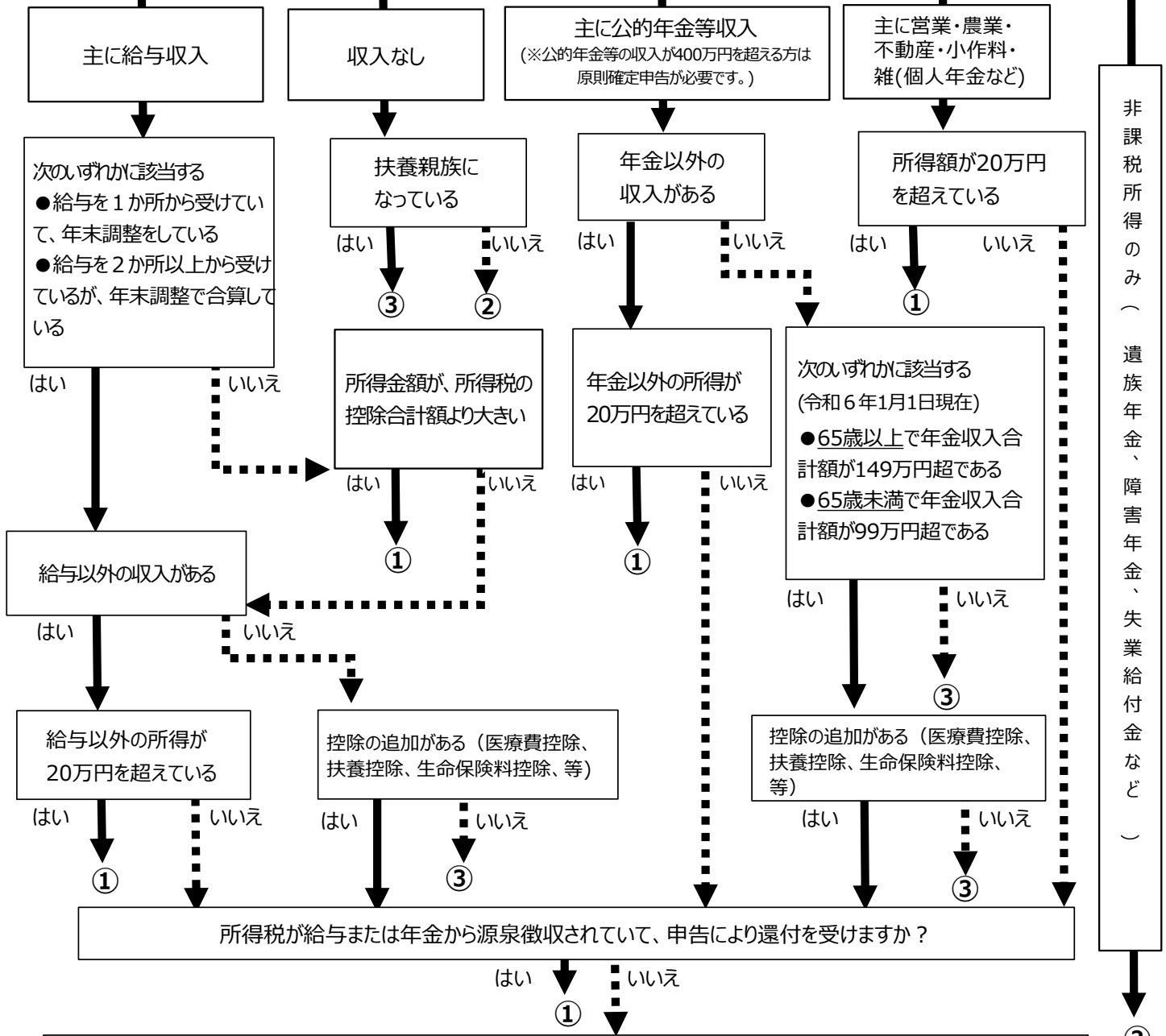
✓がない場合、給与がある方は、原則給与からの差引き (特別徴収) となります。


<input type="checkbox"/> 給与から差引き (特別徴収)	<input type="checkbox"/> 自分で納付 (普通徴収)
---	---------------------------------------

令和6年度 市民税・県民税・国民健康保険税の申告について

■申告が必要か不明な方は下記のフローを参考にするかお問い合わせください。

前年中（令和5年中）にどのような収入がありましたか？



 **市・県民税の申告が必要です。郵送で申告書を提出してください。**
 郵送での申告が難しい方は、市広報1月16日号をご覧ください。

◎収入とは自営業者の場合は売上金額となり、サラリーマンの場合は、社会保険料などを差し引く前の総支給額となります。所得とは収入からその収入を得るために支出した金額（必要経費）を差し引いた額となります。給与所得、公的年金の雑所得の求め方については、裏面の■給与所得金額速算表、■公的年金等に係る雑所得金額速算表をご覧ください。

判定	結果	申告相談先	注意事項
①	所得税の確定申告が必要な場合があります。	酒田税務署	●所得金額が所得税の控除合計より大きければ、確定申告が必要です。 (所得税の確定申告をした場合は、市・県民税の申告は不要です。)
②	市・県民税の申告が必要な場合があります。	酒田市役所 税務課市民税係	●所得証明書等を取得する場合や国民健康保険税の軽減措置を受ける場合、申告書の「3. 前年中に収入がなかった場合の記入欄」を記入して下さい。
③	確定申告、市・県民税の申告は必要ありません。		

◎ 給与収入について

給与収入は手取り額ではなく、税金やその他諸控除が差し引かれる前の金額を記入してください。

給与の支払いが複数ある場合は、合計額を記入してください。

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所 酒田市本町2丁目2番45号	(受給者番号)									
		(役職名)									
		(フリガナ) サカタ タロウ									
氏名		酒田 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額			
給料・賞与	680,000	130,000			480,000						
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有	老人	特定	老人	その他	人	特別	その他	人	人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額				
円		円		円			円				

区分「給与」の**収入金額**欄に記入してください

◎ 公的年金等の収入について

公的年金等の収入金額は、税金やその他諸控除が差し引かれる前の金額を記入してください。

年金の支払いが複数ある場合は、合計額を記入してください。

令和 5 年分 公的年金等の源泉徴収票												
支払を受ける者	住所又は居所 酒田市本町2丁目2-45	(受給者番号)										
		(フリガナ) サカタ タロウ										
		氏名 酒田 太郎										
区分		支払金額			源泉徴収税額							
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		1,285,000 円			0 円							
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円			円							
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円			円							
所得税法第203条の3第7号適用分		円			円							
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	その他	特別	その他	特別	その他	特別	その他

区分「雑 公的年金等」の**収入金額**欄に記入してください

◎ 営業・農業・不動産(小作料を含む) 所得について

同封の「所得の収支内訳書」より、①収入金額、②必要経費、③所得を算出して記入してください。

※必要経費には、売上原価、専従者控除、経費合計額を記入してください。

◎ その他の所得について . . . ご不明な点がございましたら税務課市民税係にお尋ねください。

控除一覧表

※所得税の控除額とは一部異なる場合があります

項目		所得控除の内容・所得控除額																					
ひとり親控除	<p>次の要件を全て満たす方</p> <p>①総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること</p> <p>②合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</p> <p>※「ひとり親」とは、未婚又は配偶者と死別、離別している方又は配偶者の生死が明らかでない方で上記の要件を満たす方をいいます。</p>				30万円																		
寡婦控除	<p>ひとり親控除に該当しない方で、次の要件を全て満たす方</p> <p>(1)夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</p> <p>(2)夫と離婚した後、婚姻をしていない方</p> <p>①扶養親族を有すること</p> <p>②合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</p>				26万円																		
障害者控除 <small>※申告する本人だけでなく、同一生計配偶者および扶養親族で右記に該当する方の分も適用されます。</small>	特別障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、障害者控除対象者認定書などの交付を受けている方		30万円																			
	普通障害者	身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B、障害者控除対象者認定書などの交付を受けている方など		26万円																			
	同居特別障害者	特別障害者に該当し、あなたやあなたの配偶者または扶養親族と常に同居している方		53万円																			
勤労学生控除	<p>次の要件を全て満たす方</p> <p>①大学・高校等の学生や生徒であること</p> <p>②給与所得などの勤労による所得があること</p> <p>③合計所得金額が75万円以下であること</p> <p>④勤労によらない所得が10万円以下であること</p>				26万円																		
配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除	《配偶者控除・配偶者特別控除》 配偶者の合計所得金額		納税義務者（扶養する方）の合計所得金額																				
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																		
	配偶者控除	48万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円																	
			配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円																	
	配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																		
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																		
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																		
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																		
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																		
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																		
125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円																			
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円																			
133万円超	対象外	対象外	対象外																				
<p>《配偶者控除・配偶者特別控除》</p> <p>あなたの合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は適用できなくなります。</p> <p>※夫と妻の両方が配偶者特別控除を受けることはできません。</p> <p>※対象となる配偶者とは、民法の規定により効力が生じた婚姻に基づく配偶者をいいます。内縁関係にある方は対象となりません。</p>																							
<p>《共通》</p> <p>(区分や控除額については上表、右表のとおりです。)</p> <p>次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上（平成20年1月1日以前生まれ） ・生計を一にする親族であること ・他の方の扶養親族になっていない。 ・事業専従者でないこと ・合計所得金額が48万円以下であること <p>※16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象外ですが、非課税判定や他の行政サービス（保育料の算定等）に必要となりますので、扶養している場合は必ず記入してください。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">《扶養控除》</th> </tr> <tr> <th>扶養区分</th> <th>適用範囲</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養</td> <td>平成20年1月1日以前生</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>平成13年1月2日～平成17年1月1日生</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>昭和29年1月1日以前生</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養</td> <td>老人扶養親族の内、同居を常況とする直系尊属</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>			《扶養控除》			扶養区分	適用範囲	控除額	一般扶養	平成20年1月1日以前生	33万円	特定扶養	平成13年1月2日～平成17年1月1日生	45万円	老人扶養	昭和29年1月1日以前生	38万円	同居老親等扶養	老人扶養親族の内、同居を常況とする直系尊属	45万円
《扶養控除》																							
扶養区分	適用範囲	控除額																					
一般扶養	平成20年1月1日以前生	33万円																					
特定扶養	平成13年1月2日～平成17年1月1日生	45万円																					
老人扶養	昭和29年1月1日以前生	38万円																					
同居老親等扶養	老人扶養親族の内、同居を常況とする直系尊属	45万円																					

項目	所得控除の内容・所得控除額		
医療費控除およびその特例 ※一般分と特例分(セルフメディケーション税制)の両方は申告できません。	(一般分) あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	支払った医療費の総額－補てん額－A A：①と②のいずれか少ない金額（限度額200万円） ①総所得金額等×5% ②10万円	
	(特例分) あなたやあなたと生計を一にする親族のために厚生労働省で指定する医薬品を購入した場合	厚生労働省で指定する医薬品の購入額－12,000円（限度額88,000円）	
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、労働保険料など	支払った金額 ※給与や年金から差し引かれている場合、控除対象は本人のみとなります。 ※口座振替の場合は控除対象は口座名義人です。	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金など	支払った金額	
地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族が所有する、居住用家屋・生活用動産を保険・共済の目的とする地震保険料や、平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料※1つの契約で地震保険料および旧長期損害保険料の両方がある場合、いずれか有利な方の控除を選択します。	地震保険料、旧長期損害保険料について各々の控除額を計算し、合計します。（最高25,000円）	
		地震保険料	
		支払った金額 (A)	控除額
		50,000円以下	A×0.5
		50,001円以上	25,000円
		旧長期損害保険料	
支払った金額 (A)	控除額		
5,000円以下	Aの金額		
5,001円～15,000円	A×0.5+2,500円		
15,001円以上	10,000円		
生命保険料控除	①新（旧）一般生命保険料 ②介護医療保険料 ③新（旧）個人年金保険料 (いずれも保険金、年金、共済金または一時金の受取人を本人・配偶者・その他親族とするもの) ※一般生命保険料・個人年金保険料については、新契約・旧契約の両方がある場合、以下の3つの控除額の中で最大のものを適用します。 (1)新契約のみの控除額(最高28,000円) (2)旧契約のみの控除額(最高35,000円) (3)新契約・旧契約の控除額の合計(最高28,000円)	左の①②③について、下の表のとおり各々の控除額を計算し、合計します。（最高70,000円）	
		「新契約」	
		平成24年1月1日以後に契約した保険料	
		支払った金額 (A)	控除額
		12,000円以下	Aの金額
		12,001円～32,000円	A×0.5+6,000円
		32,001円～56,000円	A×0.25+14,000円
		56,001円以上	28,000円
		「旧契約」	
		平成23年12月31日以前に契約した保険料	
支払った金額 (A)	控除額		
15,000円以下	Aの金額		
15,001円～40,000円	A×0.5+7,500円		
40,001円～70,000円	A×0.25+17,500円		
70,001円以上	35,000円		
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族が所有する資産について、災害、盗難または横領によって損失を受けた場合	①と②のいずれか多い金額 ①損失額－補てん額－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円	
基礎控除	合計所得金額	控除額	
	2,400万円以下	43万円	
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	
		合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用はできません。	

■ 給与所得金額速算表

給与収入金額(A)	給与所得金額
0円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	A-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	※B×4×60%+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	※B×4×70%-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	※B×4×80%-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	※A×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	A-1,950,000円

※ B = 給与収入 ÷ 4 (1,000円未満切捨て)

■ 公的年金等に係る雑所得金額速算表(公的年金等以外の所得金額が1,000万円以下の場合)

65歳未満の方(昭和34年1月2日以後生)

公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
0円	1,299,999円
0円	年金収入 - 600,000円
1,300,000円	～ 4,099,999円
1,300,000円	年金収入×75% - 275,000円
4,100,000円	～ 7,699,999円
4,100,000円	年金収入×85% - 685,000円
7,700,000円	～ 9,999,999円
7,700,000円	年金収入×95% - 1,455,000円
10,000,000円以上	年金収入 - 1,955,000円

65歳以上の方(昭和34年1月1日以前生)

公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
0円	3,299,999円
0円	年金収入 - 1,100,000円
3,300,000円	～ 4,099,999円
3,300,000円	年金収入×75% - 275,000円
4,100,000円	～ 7,699,999円
4,100,000円	年金収入×85% - 685,000円
7,700,000円	～ 9,999,999円
7,700,000円	年金収入×95% - 1,455,000円
10,000,000円以上	年金収入 - 1,955,000円